

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 38	<p>第6節 支給量変更時の事務</p> <p>居宅支給決定障害者（保護者）は、支給量を変更する必要があると認めるときは、<u>厚生労働省令の定めることにより</u>、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる（身障法第17条の7第1項、知障法第15条の8第1項、児福法第21条の13第1項）。</p> <p>市町村は、申請又は職権により、当該申請を行った居宅支給決定障害者（保護者）の障害の種類及び程度、当該居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定障害者（保護者）につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定障害者（保護者）に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする（身障法第17条の7第2項、知障法第15条の8第2項、児福法第21条の13第2項）。</p> <p>支給量変更の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする（身障法第17条の7第3項、知障法第15条の8第3項、児福法第21条の13第3項）。</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 申請者</p> <p>次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支給量変更申請をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身障法第17条の7第1項の規定により支給量の変更の申請をしようとする居宅支給決定身体障害者 イ 知障法第15条の8第1項の規定により支給量の変更の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者 ウ 児福法第21条の13第1項の規定により支給量の変更の申請をしようとする居宅支給決定保護者 <p>(2) 申請の代行</p> <p>支給量変更申請の代行は、障害者本人の支給量変更申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。</p> <p>委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があ</p>	<p>修正 居宅支給決定障害者（保護者）は、支給量を変更する必要があると認めるときは、<u>厚生労働省令の定めることにより</u>、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる（身障法第17条の7第1項、知障法第15条の8第1項、児福法第21条の13第1項）。</p> <p>（以下略）</p>

るか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給量変更の決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

(3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支給量変更申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支給量変更申請を行うことになる。

2 支給量変更申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、変更を希望するサービスの種類ごとに、支給量変更申請を行う。

(1) 支給量変更申請の種類

- ア 居宅介護
- イ デイサービス
- ウ 短期入所
- エ 知的障害者生活援助

(2) 支給量変更申請に必要な書類

居宅生活支援費の支給量変更の申請をしようとする申請者は、次の事項を記載した支給量変更申請書（様式第9号）を、市町村に提出しなければならない。

支給量変更申請書の記載事項（身障法施行規則第9条の12、知障法施行規則第17条、児福法施行規則第21条の10）

- ① 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号
- ② 居宅生活支援費の受給の状況
- ③ 施設訓練等支援費の受給の状況（障害児の保護者による申請の場

修正 (3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支給量変更申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支給量変更申請が可能である。

（中略）

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支給量変更申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支給量変更申請を行うことになる。

修正 (2) 支給量変更申請に必要な書類

居宅生活支援費の支給量変更の申請をしようとする申請者は、次の事項を記載した支給量変更申請書（様式第9号）を、市町村に提出しなければならない。

- 合を除く)
- ④ 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）
 - ⑤ 当該申請に係る居宅生活支援の具体的な内容
 - ⑥ 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

3 支給量変更申請書の記載方法

(1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の居宅受給者番号、氏名、居住地、生年月日及び性別を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

○ 「申請者」とは、支給決定を受けている利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

(2) 「支給決定に係る児童氏名」欄

障害児の保護者が申請を行った場合、当該申請に係る児童の氏名、生年月日、性別及び申請者との続柄を記載する。

(3) 「サービス利用状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」「施設サービス」「介護保険」の利用状況について、その内容を具体的に記載する。

ア 居宅サービス

利用中のサービスの種類、内容等

イ 施設サービス

利用中の施設支援の種類、内容等

ウ 介護保険

利用中のサービスの種類、内容等

(例) 居宅サービス

- ・居宅介護

身体介護：月〇時間 家事援助：月〇時間

修正 (3) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」（居宅生活支援費の受給の状況）、「施設サービス」（施設訓練等支援費の受給の状況）及び「介護保険」の利用状況について、その内容を具体的に記載する。

- ・デイサービス
　　基本事業：月〇回　　給食：月〇回　　入浴：月〇回
- ・短期入所
　　月〇回

(4) 「変更を申請する居宅生活支援の種類・内容」欄

「居宅介護」「デイサービス」「短期入所」「知的障害者地域生活援助」のサービスの種類ごとに、変更を希望するサービスの内容、支給量を具体的に記載する。

(例) 「居宅介護」のうち「身体介護」を月50時間受けていた支給決定障害者(児)が月80時間に変更する場合

→ 身体介護：月80時間

P 4 1

※ 変更による支給量の増減((例)「身体介護：月50時間＋月30時間)ではなく、変更後の総支給量((例)「身体介護：月80時間)を記載する。

(5) 「変更を申請する理由」欄

心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由を具体的に記載する。

(例)・母親が入院し、養護学校から帰宅した後の介護等に支援が必要となったため。
・住宅改造が完了し、自宅の中での移動に関する支援の必要性が低くなったため。等

(6) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理人により行われる場合、代理人の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号及び申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、それを申請書とともに提出するのが望ましい。

4 支給量変更決定

修正 (4) 「変更を申請する居宅支援の種類・内容」欄

市町村は居宅支給決定障害者（保護者）から、支給量変更申請があつたときは、当該申請を行った居宅支給決定障害者（保護者）の障害の種類及び程度、当該居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定障害者（保護者）につき、必要があると認めるときは、支給量の変更を決定する。

なお、支給量変更の決定を行った場合は、支給量変更決定通知書（様式第10号）により申請者に通知する。

5 居宅受給者証の提出

市町村は、支給量変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により申請者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする（身障法施行規則第9条の13第1項、知障法施行規則第18条第1項、児福法施行規則第21条の11第1項）。

なお、居宅支給決定障害者（保護者）の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、次に掲げる（2）及び（3）の事項を記載することを要しない（身障法施行規則第9条の13第2項、知障法施行規則第18条第2項、児福法施行規則第21条の11第2項）。

- (1) 支給量の変更の決定を行った旨
- (2) 居宅受給者証を提出する必要がある旨
- (3) 居宅受給者証の提出先及び提出期限

6 支給量変更決定通知書

(1) 記載事項

- ア 宛先
- イ 居宅受給者証番号
- ウ 支給決定障害者（保護者）氏名
- エ 支給決定に係る児童氏名
- オ 変更年月日
- カ 変更後のサービスの種類、内容及び支給量
- キ 変更の理由
- ク 受給者証提出先
- ケ 受給者証提出期限

(2) 記載方法

修正 市町村は、居宅支給決定障害者（保護者）から支給量変更申請があつたときは、当該申請を行った居宅支給決定障害者（保護者）の障害の種類及び程度、当該居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定障害者（保護者）につき、必要があると認めるときは、支給量の変更を決定する。

（以下略）

ア 宛先

当該支給量変更の申請に係る支給決定障害者（保護者）あてに通知する。

なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。

イ 居宅受給者証番号

当該支給量変更の申請に係る支給決定障害者（保護者）の居宅受給者証番号を記載する。

ウ 支給決定障害者（保護者）氏名

当該支給量変更の申請に係る支給決定障害者（保護者）の氏名を記載する。

エ 支給決定に係る児童氏名

当該支給量変更の申請に係る児童氏名を記載する。

オ 変更年月日

支給量変更の効力発生日を記載する。

カ 変更後のサービスの種類、内容及び支給量

支給量変更の決定を行ったサービスの種類ごとに、変更後の内容及び支給量を記載する。

キ 変更の理由

当該支給量の変更を決定した理由を記載する。

ク 受給者証提出先

当該支給量の変更に係る支給決定障害者（保護者）が受給者証を容易に提出できるよう所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。

ケ 提出期限

受給者証の提出期限を記載する。

7 居宅受給者証への記載及び申請者への返還

市町村は、申請者から居宅受給者証の提出を受けたときは、居宅受給者証の「支給量変更の記載」欄に居宅生活支援の種類及び区分ごとに、支給量の変更を行った変更後の支給量を記載し、市町村認印欄に押印の上、申請者へ返還する。

※ 市町村認印欄に押印する印は、各市町村で定める公印規程等により、当該市町村の判断で決める。

8 変更後の支給期間

支給量変更後も「支給期間」の変更はなく、「当初支給決定の支給期間の末日」がそのまま「支給量変更後の支給期間の末日」となる。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 4 4	<p>第7節 障害程度区分変更時の事務</p> <p>施設支給決定障害者は、その障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該障害程度区分の変更申請をすることができる（身障法第17条の12第1項、知障法第15条の13第1項）。</p> <p>市町村は、申請又は職権により、当該申請を行った施設支給決定障害者の障害の種類及び程度、当該施設支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは、その障害程度区分の変更決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定障害者に対し受給者証の提出を求めるものとする（身障法第17条の12第2項、知障法第15条の13第2項）。</p> <p>障害程度区分の変更決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る障害程度区分を記載し、これを返還するものとする（身障法第17条の12第3項、知障法第15条の13第3項）。</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 申請者</p> <p>次のいずれかに該当する者が市町村に対し、障害程度区分の変更申請をする。</p> <p>ア 身障法第17条の12第1項の規定により障害程度区分の変更申請をしようとする施設支給決定身体障害者</p> <p>イ 知障法第15条の13第1項の規定により障害程度区分の変更申請をしようとする施設支給決定知的障害者</p> <p>(2) 申請の代行</p> <p>障害程度区分の変更申請の代行は、障害者本人の障害程度区分の変更申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。</p> <p>委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による障害程度区分の変更決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任</p>	<p>修正 市町村は、申請又は職権により、当該申請を行った施設支給決定障害者の障害の種類及び程度、<u>当該施設訓練等支援費</u>の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは、その障害程度区分の変更決定をすることができる。（以下略）</p>

状の提出を求める必要はない。

(3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して障害程度区分の変更申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として障害程度区分の変更申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の障害程度区分の変更申請は、成年後見人が障害者本人に代わって障害程度区分の変更申請を行うこととなる。

2 障害程度区分の変更申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、障害程度区分の変更申請を行う。

(1) 障害程度区分の変更申請に必要な書類

障害程度区分の変更申請をしようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した障害程度区分変更申請書（様式第11号）を、市町村に提出しなければならない。

- ・ **障害程度区分変更申請書の記載事項**（身障法施行規則第9条の23、知障法施行規則第28条）

- ① 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号
- ② 現に受けている施設支給決定に係る障害程度区分
- ③ 当該申請に係る施設支援の具体的な内容
- ④ 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

3 障害程度区分変更申請書の記載方法

(1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の施設受給者番号、氏名、居住地、生年月日、性別及び現在の施設支援の種類、内容及び障害程度区分を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地 又は現在地と同一）の住

修正(1)「申請者」欄

1の(1)の申請者の施設受給者証番号、氏名、居住地、生年月日、性別及び現在の施設支援の種類、内容及び障害程度区分を記載する。

所を記載する。

「現在の施設支援の内容及び障害程度区分」には、現在、支給決定を受けている障害程度区分及びサービス提供を受けている施設支援の種類ごとにその内容を記載する。

※ 「申請者」とは、支給決定を受けている利用者本人のことである。したがって申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。

(2) 「変更を申請する理由」欄

心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由を具体的に記載する。

- (例)・加齢に伴い、施設内での移動、入浴等に関する介助や健康管理、医療機関への受診等に関する支援の必要性が大きくなつたため。
- ・起床・就寝、食事、入浴、排泄等日常生活上の基本的な動作について、自分で適切に行う習慣を習得し、支援の必要性が低くなつたため。等

(3) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理人により行われる場合、代理人の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号及び申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、それを申請書とともに提出するのが望ましい。

4 障害程度区分変更決定

市町村は施設支給決定障害者から、障害程度区分の変更申請があつたときは、当該申請を行つた施設支給決定障害者の障害の種類及び程度、当該施設支給決定障害者の介護を行う者の状況、当該施設支援費の受給の状況その他厚生労働省で定める事項を勘案し、施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更決定をする（身障法第17条の12第2項、知障法第15条の13第2項）。

なお、障害程度区分の変更決定を行つた場合は、障害程度区分変更決定通知書（様式第12号）により申請者に通知する。

修正 市町村は、施設支給決定障害者から障害程度区分の変更申請があつたときは、当該申請を行つた施設支給決定障害者の障害の種類及び程度、当該施設支給決定障害者の介護を行う者の状況、当該施設訓練等支援費の受給の状況その他厚生労働省で定める事項を勘案し、施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更決定をする（身障法第17条の12第2項、知障法第15条の13第2項）。
 （以下略）

5 施設受給者証の提出

市町村は、障害程度区分の変更決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により申請者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする（身障法施行規則第9条の24第1項、知障法施行規則第29条第1項）。

なお、施設支給決定障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、次に掲げる（2）及び（3）の事項を記載することを要しない（身障法施行規則第9条の24第2項、知障法施行規則第29条第2項）。

- （1）障害程度区分の変更の決定を行った旨
- （2）施設受給者証を提出する必要がある旨
- （3）施設受給者証の提出先及び提出期限

6 障害程度区分変更決定通知書

（1）記載事項

- ア 宛先
- イ 施設受給者証番号
- ウ 支給決定障害者氏名
- エ 変更年月日
- オ 変更後の障害程度区分
- カ 変更の理由
- キ 受給者証提出先
- ク 受給者証提出期限

（2）記載方法

ア 宛先

当該障害程度区分変更の申請に係る支給決定障害者あてに通知する。

なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。

イ 施設受給者証番号

当該障害程度区分変更の申請に係る支給決定障害者の施設受給者証番号を記載する。

ウ 支給決定障害者氏名

当該障害程度区分変更の申請に係る支給決定障害者の氏名を記載する。

エ 変更年月日

障害程度区分変更の効力発生日を記載する。

オ 変更後の障害程度区分

障害程度変更の決定を行った変更後の障害程度区分を記載する。

カ 変更の理由

当該障害程度区分の変更を決定した理由を記載する。

キ 受給者証提出先

当該障害程度区分の変更に係る支給決定障害者が受給者証を容易に提出できるよう所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。

ク 提出期限

受給者証の提出期限を記載する。

7 施設受給者証への記載及び申請者への返還

市町村は、申請者から施設受給者証の提出を受けたときは、施設受給者証の「障害程度区分」欄に障害程度区分の変更を行った変更後の障害程度区分を加除訂正して記載し、市町村認印欄に押印の上、申請者へ返還する。

なお、「障害程度区分」欄への加除訂正等の記載が難しい場合には、「予備欄」を活用する。

※ 市町村認印欄に押印する印は、各市町村で定める公印規程等により、当該市町村の判断で決める。

8 変更後の支給期間

障害程度区分の変更後も「支給期間」の変更はなく、「当初支給決定の支給期間の末日」がそのまま「障害程度区分変更後の支給期間の末日」となる。

修正 7 施設受給者証への記載及び申請者への返還

市町村は、申請者から施設受給者証の提出を受けたときは、施設受給者証の「変更後の障害程度区分」欄に障害程度区分の変更を行った変更後の障害程度区分を記載し、市町村認印欄に押印の上、申請者へ返還する。

(削除)

※ (以下略)